

医 第 1193 号
令和 3 年 4 月 20 日

各保健所設置市衛生主管部（局）長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長
（ 公 印 省 略 ）

令和 3 年度病床機能報告における入院診療実績の報告内容等
について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

標記のことについて、令和 3 年 4 月 13 日付け医政地発 0413 第 2 号により、厚生労働省医政局地域医療計画課長から通知がありましたので、貴市所管医療機関に周知いただきますようお願いいたします。

なお、裏面に記載の関係団体には別途通知済みであることを申し添えます。

問合せ先
法人指導グループ 田中
電話 (045)210-1111 内線 4869

通知済み関係団体

公益社団法人神奈川県医師会

公益社団法人神奈川県歯科医師会

公益社団法人神奈川県病院協会

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（公印省略）

令和3年度以降の病床機能報告における入院診療実績の報告内容等について

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の13の規定に基づき、病院又は診療所であって一般病床又は療養病床を有するもの（以下「病床機能報告対象病院等」という。）は、毎年7月1日時点における病床の機能と2025年の病床の機能の予定、入院患者に提供する医療の内容等を都道府県知事に報告（以下「病床機能報告」という。）することとなっている。

病床機能報告における報告内容について、入院患者に提供する医療の内容のうち電子レセプト情報による方法で報告を行うこととなっている項目（以下「入院診療実績」という。）に関しては、別添1「令和2年度病床機能報告の実施等について」（令和2年9月30日付け医政地発0930第6号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）において、「令和3年度以降の病床機能報告においては、（中略）報告対象を通年（前年4月～3月分）の実績とする」こととしていたところである。

今般、地域医療構想に関するワーキンググループの議論を踏まえ、入院診療実績の報告内容等について下記のとおり整理したので、貴職におかれては、これらの整理について御了知いただいた上で、本通知の趣旨を貴管内の関係団体及び病床機能報告対象病院等へ周知いただくようお願いする。

また、令和3年度以降の病床機能報告について、具体的な実施スケジュールについては追って示すが、当該年度内にとりまとめ、都道府県に提供することとしており、病床機能報告対象病院等が報告期限を厳守いただけるよう特段の配慮をお願いする。

記

1. 入院診療実績の報告内容及び報告方法について

令和3年度以降、入院診療実績については、前年度（前年4月～3月）の1年分を月別かつ病棟別に報告を求めることとする。これに伴い、取り扱うデータ量が増大することから、以下のとおり、病床機能報告対象病院等の負担軽減を図る

こととする。

- 毎年度、病床機能報告の実施に当たり、国から当該病院等に提供している電子レセプト情報を活用して整理した入院診療実績データについて、令和3年度以降、公費負担医療制度により請求された電子レセプト情報分を含めた上で提供するとともに、病床機能報告の入力画面等において、当該データが報告様式に自動的に表示されるような機能を設け、入力の簡素化を図ることとする。
- 診療報酬請求時の電子レセプトにあらかじめ病棟コードを記録していない医療機関については、国から病棟別の入院診療実績データを提供することができないことから、当面の間、可能な範囲で病棟別に振り分けて報告すれば足りることとする（病院全体の入院診療実績を特定の病棟の診療実績としてまとめて報告して差し支えない）。
- 紙媒体により報告を行っている病床機能報告対象病院等においては、入院診療実績の報告について、月別の数ではなく年間合計数のみ報告すれば足りることとする。

なお、業務効率化を図る観点から、令和5年度を目途に、原則としてWEB等を活用した電子による報告とすることとし、紙媒体による報告については、やむを得ない事情がある場合に限ることとする方針であるため、令和3年度以降、可能な限り電子による報告を要請することとする。

2. その他の報告内容及び報告方法について

従前から1年分（前年7月～6月）の実績の報告を求めてきた新規入院患者数（予定入院・予定外入院別）や救急車の受入件数などについても、入院診療実績と同様、季節変動を踏まえた分析を可能とするため、月別の報告を求めることとする。なお、当面の間、月別の報告は任意とする。

3. 入院診療実績の月別かつ病棟別の報告に向けた今後の対応について

入院診療実績の報告対象期間の通年化に向け、全診療月の入院分の電子レセプトに病棟コードを記録すること等を別添2「病床機能報告制度に関する電子レセプトへの病棟情報の記録の通年化について」（令和2年3月16日付け医政地発0316第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）において、求めてきたところであるが、引き続き、必要な対応をお願いしたい。

なお、国においても令和4年度以降の診療報酬請求において、病床機能報告対象病院等の電子レセプトに病棟コードが確実に記録されるような方策を検討することとしている。

医政地発 0930 第6号
令和2年9月30日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公印省略)

令和2年度病床機能報告の実施等について

医療法(昭和23年法律第205号)第30条の13の規定に基づき、病院又は診療所であって一般病床又は療養病床を有するもの(以下「病床機能報告対象病院等」という。)は、毎年7月1日時点における病床の機能と2025年の病床の機能の予定、入院患者に提供する医療の内容等を都道府県知事に報告することとしています。

これについて、別添1のとおり、病床機能報告対象病院等に対し周知しましたので御了知の上、下記について病床機能報告対象病院等に対して周知いただき、各医療機関の報告が円滑に行われるよう御配慮願います。なお、関係団体の長にも別添2のとおり通知を発出していることを申し添えます。

記

1. 入院診療実績の報告対象期間の通年化等について

平成31年2月22年に開催した第19回地域医療構想に関するワーキンググループでは、各医療機関が担っている役割に関する重要な指標となり得る手術等の診療実績について、報告対象が1ヶ月分(6月診療分)の実績であるため、季節等の要素で報告値が診療の実態を十分に反映していないという課題があることから、通年化するよう見直しを進めていくこととされました。

本年8月14日の第26回地域医療構想に関するワーキンググループにおける検討結果を踏まえ、以下のとおり取り扱うこととしました。

- ① 令和3年度以降の病床機能報告においては、入院患者に提供する医療の内容のうちレセプト情報による方法で報告を行うこととなっている項目(以下「入院診療実績」という。)の報告対象を通年(前年4月～3月分)の実績とすること。

- ② 令和2年度の病床機能報告については、①の取扱いを前提としつつ、新型コロナウイルス感染症対応下において、病床機能報告対象病院等の負担軽減を図るため、入院診療実績の報告を求めない（※）こと。

※ 令和2年度病床機能報告に関して、入院診療実績の報告を不要とすることについては、本年9月28日に「令和二年十月一日から同月三十一日までの間に行うものとされる病床機能報告に関する医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の特例」（令和2年厚生労働省告示第329号）を告示。

2. 報告対象期間の通年化に向けた対応について

病床機能報告における入院診療実績の報告対象期間の通年化に向け、電子レセプト情報による方法により年間の診療実績等を報告する際に病棟別の診療実績を報告できるよう、別添3「病床機能報告制度に関する電子レセプトへの病棟情報の記録の通年化について」（令和2年3月16日付け医政地発0316第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）において、診療報酬請求時の電子レセプトにあらかじめ病棟情報を記録するための留意事項等を示していますので、取扱いに遺漏のないようお願いします。

(別添2)

医政地発 0316 第 1 号
令和 2 年 3 月 16 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

病床機能報告制度に関する電子レセプトへの病棟情報の記録の通年化について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）」が施行され、これにより改正された医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 13 に基づき、一般病床又は療養病床を有する医療機関は、当該病床において担っている医療機能の現状と今後の方向、提供している医療の内容等を、都道府県に報告（以下「病床機能報告制度」という。）することとなっている。

これまで、「病床機能報告制度に関する電子レセプトへの病棟情報の記録について」（平成 28 年 3 月 25 日付け医政地発 0325 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「平成 28 年課長通知」という。）において、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」（昭和 51 年厚生省令第 36 号）第 1 条第 1 項に規定する電子情報処理組織の使用による費用の請求及び光ディスク等を用いた費用の請求（以下「電子レセプト」という。）への病棟情報（以下「病棟コード」という。）の記録に必要な留意事項等を示し、毎年 6 月診療分であって 7 月請求分である入院分の電子レセプトに病棟コードを記録することとしていた。

今般、厚生労働省においては病床機能報告制度における入院患者に提供する医療の内容について、季節変動を踏まえた現状把握に取り組むことができるよう、令和 3 年度以降なるべく早期に当該内容についての報告対象期間を通年化することとしたことから、改めて下記のとおり必要な留意事項等を示すので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び保険者に対し、周知徹底を図られたい。

なお、平成 28 年課長通知は本通知をもって廃止する。

記

第1 電子レセプトへの病棟情報の記録の趣旨

病床機能報告制度においては、医療機関が簡便な方法により報告が可能となるよう、入院患者に提供する医療の内容の項目については、電子レセプトを活用しており、電子レセプトに病棟コードを記録することにより病棟単位での入院患者に提供する医療の内容を把握するものである。

これにより、病床機能報告における報告項目について、病棟単位での分析が可能となり、また、報告項目の報告対象期間を通年化することにより、季節変動を踏まえた分析も可能となることから、今後、病床機能報告制度の改善に向けた検討を進めるとともに、地域において、当該情報を関係者間で共有することで、機能分化・連携に資するものとなる。

第2 電子レセプトへの病棟情報の記録の内容

1 記録の対象となる医療機関

一般病床及び療養病床を有する病院であって、電子レセプトにより診療報酬請求を行っている医療機関。なお、有床診療所については、1病棟として取り扱うため、病棟コードの記録は不要とする。

2 具体的な記録方法

現在、6月診療分であって7月請求分である入院分の診療報酬請求において、入院基本料等を算定する病棟を基本として、当該病棟の病棟コードを電子レセプトに記録することとしているが、令和2年度診療報酬改定に伴うシステム改修等に併せて、全診療月の入院分の電子レセプトに病棟コードを記録すること。

なお、自費等で入院している患者については、一連の入院期間中に診療報酬請求が発生しない場合は病棟コードの記録はないが、診療報酬請求が発生する場合には、入院基本料等の算定の有無に関わらず、入院分の電子レセプトに病棟コードを記録すること。

電子レセプトへの具体的な記録方法の参考として、「病床機能報告に関する電子レセプト作成の手引き」や、電子レセプトへの病棟コード記録に係る「病床機能報告用マスターファイル」及び「病床機能報告用マスターファイル仕様」等の資料を、病床機能報告制度ホームページに掲載している。

対象となる医療機関は、当該ホームページを参照の上、各病棟に対応する病棟コードを管理すること。

(病床機能報告制度ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html>

第3 留意事項

電子レセプトに記録された病棟コードは、審査支払機関を通じて医療保険者に提供されることとなるが、当該病棟コードは病床機能報告制度の運用のために導入するものであり、診療報酬の審査支払に利用することのないよう御留意いただきたい。

なお、病床機能報告制度における入院患者に提供する医療の内容についての報告対象期間の通年化の適用時期については、対象となる医療機関のレセプトコンピュータ等の改修状況等を踏まえ追って知らせることとする。